○国土交通省告示第八百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2164	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA－HR15－７F15A	ニッサン　DBA－Y＊F15	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第八百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1144	騒音防止装置　日野　H10－K346	日野　LKG－KV234＊＊、日野　LDG－KV234＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１
㊎N－1145	騒音防止装置　日野　H10－K347	〃	〃
㊎G－2169	一酸化炭素等発散防止装置　日野　H21－IDC－6HK1TCC	〃	〃
㊎G－2170	一酸化炭素等発散防止装置　日野　H21－IDC－6HK1TCS	〃	〃

○国土交通省告示第八百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2171	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－CWLF－DBA1	マツダ　DBA－CWEFW	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第八百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎HCR－661	前照灯　KOITO　26－126	株式会社　小糸製作所　東京都港区高輪４丁目８番３号
㊎HCR－662	前照灯　KOITO　100－22068	〃
㊎HCR－663	前照灯　KOITO　100－22067	〃
㊎HCHR－782	前照灯　KOITO　53－64	〃
㊎HCHR－783	前照灯　KOITO　100－23096	〃
㊎HCHR－784	前照灯　KOITO　100－23097	〃

○国土交通省告示第八百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎HCR－664	前照灯　STANLEY　P9604	スタンレー電気株式会社　東京都目黒区中目黒２－９－13

○国土交通省告示第八百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2175	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA－2NZFE11	トヨタ　CBA－NCP95	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎G－2176	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－1KR－FE5	トヨタ　DBA－KSP90	〃

○国土交通省告示第八百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月二十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N－1150	騒音防止装置　三菱　H10－６M60MP	三菱　LKG－MP＊＊F＊、UDトラックス　LKG－AP＊＊F＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三鷹市幸区鹿島田890番地12

○国土交通省告示第八百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年五月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2172	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサンMT　DBA－＊K13（アイドルストップ機構装備車に限る。）	ニッサンMT　DBA－HR12－７K13B	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地